

景観形成基準(景観形成重点地区)

項目	地域	半田運河周辺地区	亀崎地区	岩滑地区
建築物	配置	・まちなみの連続性の確保に努めること。		
	形態・意匠	・歴史的建造物の多いまちなみとの調和に配慮すること。 ・屋根は勾配を有する形態に努めること。 ・地区の景観を特徴づけるしゅくい木板などの素材や鑑囲い・下見板張りなどの活用に努めること。	・亀崎の昔ながらの住宅様式のまちなみとの調和に配慮すること。	・岩滑のまちなみ、社寺、背景の自然との調和に配慮すること。 【区域A】 ^{※1} ・屋根は勾配を有する形態に努めること。
		○壁面や屋根は、単調さや圧迫感を与えないように、アクセント(変化)をつけるなど工夫すること。 ○側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。		
	材料	○時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。		
	色彩	・壁面・屋根・建具などの外観の色彩は、マンセル表色系による次の色彩の範囲から選定して使用すること。 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、景観計画の色彩基準は適用しない。		
		・R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度3以下 ・Y(黄)の色相は、彩度2以下 ・上記以外の色相は、彩度1以下 ・無彩色を除き、明度は8以下	・R(赤)、YR(橙)及びY(黄)の色相は、彩度4以下 ・上記以外の色相は、彩度2以下	
建築設備 附帯施設	・附属物や設備は、建築物と一体的なデザインに努めること。 ・空調室外機などの設備は、道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、建築物の外観と調和した囲いを設ける、緑化するなどにより、目立たない工夫をすること。			
外構・緑化	・門や垣又はさくは、まちなみとの調和に努めること。高いブロック塀などの設置は避けること。 ・敷地内は緑化に努めること。特に道路に面した部分は生垣を設置するなど緑化に努めること。 ・既存の良好な樹木、屋敷林などは保全、活用に努めること。 ・建築物の前面を駐車場とする場合は、まちなみの連続性を意識してさくを設置するなど工夫すること。 ・駐車場として利用する場合は、植栽や垣又はさくで囲むなど、道路から目立たない工夫をすること。			【区域A】 ^{※1} ・生垣などの緑化された垣又はさくや板塀の設置に努めること。
	○周辺から壁面線などが大きく後退したり、空地的に利用する場合は、門や塀、植栽などの設置により、まちなみの連続性に配慮すること。 ○地域の植生にあった緑化に努めること。			
工作物	配置	・まちなみの連続性の確保に努めること。		
	形態・意匠	・歴史的建造物の多いまちなみとの調和に配慮すること。	・亀崎の昔ながらの住宅様式のまちなみとの調和に配慮すること。	・岩滑のまちなみや田園風景との調和に配慮すること。
		○側面及び背面の形態や意匠についても、周辺との調和に配慮すること。 ○種類及び用途に応じて集約化に努めること。		
	材料	○時間経過による退色、損傷、汚れに耐え得る材料を使用すること。 ※自然素材をそのまま使用する場合は適用しない。		
	色彩	※建築物の各地区における色彩の景観形成基準と同じとする。		
附帯施設	・附属物は工作物と一体的なデザインに努めること。			
開発行為	敷地の形状の変更	・敷地の形状は、まちなみとの調和に配慮すること。		
	擁壁	・材料、表面処理の工夫、緑化などにより周辺との調和に努めること。		
	既存樹木	・敷地内にある良好な景観を形成している樹木などは、保全・活用に努めること。		
物件の堆積	・積み上げる高さを低く抑え、周囲に威圧感を感じさせないように努めること。 ・堆積物は周囲を遮へいするなど、道路などから見えにくくすること。			
特定照明	・周囲に光が必要以上に拡散しないよう、光量、方向を工夫すること。 ・公益上必要なものを除き、点滅する照明、過度に着色された照明は使用しないこと。 ・環境負荷の少ない照明に努めること。			
屋外広告物	・自家用の広告物以外は原則として設置しないこと。 ・彩度の高い色の使用や多色使いなどを避けるように努めること。 ・点滅式の電飾看板や反射材は使用しないこと。			

○の項目は、大規模な行為に追加される景観形成基準となります。(大規模な行為とは、P.3下段の表(■用途地域ごとの届出基準)のとおりです)
※1:区域Aは、散策路沿道地区です。詳細については、半田市ふるさと景観計画を参照ください。